

保 介 第 397 号
令和 2 年 9 月 11 日

介護サービス事業所 管理者 様
高齢者福祉施設 施設長 様
地域包括支援センター 管理者 様

保健福祉局高齢社会部介護保険課

新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の
請求（9月提出分及び10月提出分）の取扱いについて

日頃から、福岡市介護保険事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記の件につきまして、厚生労働省老健局から事務連絡がありましたので、貴事業所の職員の皆様にご周知のうえ対応いただきますよう、よろしくお願いたします。
また、新たに事務連絡が届きましたら必要に応じて随時ご連絡いたします。

記

1 概 要

令和 2 年 8 月 サービス提供分（9 月 提出分）及び 9 月 サービス提供分（10 月 提出分）に係る請求明細書の福岡県国民保険団体連合会（以下「福岡県国保連」という。）への提出期限について、**新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ない事情がある場合については、通常の請求期日（サービス提供の翌月 10 日）後に請求することが可能。**

このような場合においては、**請求期日までに福岡県国保連に電話相談を行うこと。**

なお、9 月 提出分及び 10 月 提出分以降についても、上記のような柔軟な対応が可能であることから、やむを得ない事情がある場合については、福岡県国保連に相談すること。

【福岡県国保連連絡先】 電話番号：092-642-7858

2 通知等掲示場所

福岡市ホームページ>健康・医療・福祉>高齢・介護>事業者の方へ>事業者の方へ
>お知らせ>介護保険事業者等への通知関係

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/jigyousyasido/health/00/04/5-010101.html>

【連絡先】

保健福祉局 高齢社会部 介護保険課
保険給付係 TEL：092-733-5452